

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税1)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設】拡充・延長】 【単独】主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下「機構」という。)について、令和8年4月1日から令和18年3月31日(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号)第27条第2項で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額から政府の出資の金額を控除する特例措置の新設を要望するもの。
			《関係条項》 —
5	担当部局		総務省国際戦略局国際戦略課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和8年度～令和17年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		令和8年度～令和17年度(機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限まで)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。 具体的には、「経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)」において、「我が国のデジタル関連サービス全般の海外展開を促進し、デジタル関連収支の改善を目指す。」とされていること等を踏まえ、今般の租税特別措置により機構の税負担を軽減し、機構によるデジタルインフラ・サービスの海外展開支援を強化することにより、デジタル分野における国際収支の改善を通じた我が国経済の持続的な成長に寄与する。
			《政策目的の根拠》 ■ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号)

			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和7年6月 13 日閣議決定)</li> <li>■ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(令和7年6月 13 日閣議決定)</li> <li>■ インフラシステム海外展開戦略 2030(令和6年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定)</li> <li>■ DX・イノベーション加速化プラン 2030(令和7年5月 23 日総務省策定)</li> <li>■ デジタル海外展開総合戦略 2030(令和7年6月 11 日総務省策定)</li> </ul>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	令和8年度概算要求における政策評価体系図 V. 情報通信 (ICT 政策) 6. ICT 分野における国際戦略の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	令和 12 年度までに、累積支援決定件数 62 件を目標とする。 なお、機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限は令和 17 年度とされており、通常、支援案件の資金回収には最短でも5年程度かかることから、令和 13 年度以降の支援決定件数は0件となる見込みである。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	海外で通信・放送・郵便事業を行うに当たっては、一般的なビジネスリスクに加えて、規制分野であるが故の政治リスク(相手国の急な法制変更等)等の特有のリスクが存在するため、民間金融からの資金が集まりにくい等の課題がある。 このような課題に対応するため、機構の累積支援決定件数を積み上げることにより、機構による長期リスクマネーの供給や相手国政府等との交渉等を通じて、より多くの幅広い我が国事業者の海外展開を後押しすることが可能となり、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することができる。
10	有効性等	① 適用数	適用数: 機構 1 件のみ(令和 17 年度まで) 【算定根拠】 機構にのみ適用される特例措置であるため。
		② 適用額	適用額: 232,427 百万円(令和8年度(令和8年度末における機構の法人事業税の資本割に係る課税標準額の見込値)) 【算定根拠】 適用額となる令和8年度末における機構の法人事業税の資本割に係る課税標準額である資本金等の額(資本金及び資本準備金の額)の見込値について、次のとおり計算。  ① 機構の令和6年度末における資本金等の額: 114,427 百万円 ② 機構の令和7年度財政投融资計画に基づく産業投資による政府からの出資見込額: 50,000 百万円 ③ 令和8年度財政投融资計画における産業投資の要求額: 68,000 百万円 適用額: ①+②+③=232,427 百万円  機構に対して新たに出資が行われた場合、当該出資の額が資本金等の額に加算されるため、令和9年度以降の適用額は令和8年度と同等以上となる。
		③ 減収額	減収額: 860 百万円(令和8年度)

		<p><b>【算定根拠】</b> 令和8年度の減収額を次のとおり推計。</p> <p>・令和8年度:860 百万円</p> <p>① 特例措置適用前 (100,000 百万円+132,427 百万円×1/2(※1))×税率 0.525%(※2)=873 百万円 ※1 法人事業税の資本割に係る課税標準額のうち、 100,000 百万円を超える分については資本割の 課税標準額が 1/2 に圧縮されるため (地方税法第 72 条の 21 第7項)。 ※2 機構の所在地である東京都の税率。</p> <p>② 特例措置適用後 資本金等の額 2,385 百万円(※3)×税率 0.525%=13 百万円 ※3 令和6年度末時点における機構の資本金等の額の うち、政府の出資の金額を控除した金額。 出典:総務省 HP(<a href="#">総務省   国際分野での協調・協力、 ICT 国際展開   株式会社海外通信・放送・郵便 事業支援機構(JICT)</a>)</p> <p>③ 減収額 ①-②=860 百万円</p> <p>機構に対して新たに産業投資として政府からの出資が行われた場 合、当該出資の額が資本金等の額から控除されるため、令和9年度以 降の減収額は令和8年度と同等以上となる。</p>												
	④ 効果	<p>《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》</p> <p>・政策目的(9①)の達成状況</p> <table border="1" data-bbox="596 1267 1406 1570"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本企業が海外に行う ICT 事業等への投資額* (億円)</td> <td>713</td> <td>717</td> <td>857</td> <td>931</td> <td>1,159</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において、機構の政策目的の達成状況を評価するための指標として設定しているもの。</p> <p>・租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況 下の令和 12 年度に向けた累積支援件数の推移目標の表で併せて記載。</p> <p><b>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】</b></p> <p>■ 内閣官房 HP(<a href="#">官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会</a>)</p>	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	日本企業が海外に行う ICT 事業等への投資額* (億円)	713	717	857	931	1,159
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6									
日本企業が海外に行う ICT 事業等への投資額* (億円)	713	717	857	931	1,159									

			<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和6年度における支援決定件数は5件だったところ、別紙の計算式のとおり、本特例措置の直接的効果として、1年あたりの支援決定件数を2件増加させることができる、すなわち、本特例措置適用後は1年あたりの支援決定件数を7件に拡大することができると推計。</p> <p>令和12年度に向けた累積支援件数の推移目標は以下のとおり。なお、令和6年度までは実績値、令和7年度は令和6年度と同じく支援決定件数5件として推計した値である。</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>令和2</td> <td>令和3</td> <td>令和4</td> <td>令和5</td> <td>令和6</td> </tr> <tr> <td>累積支援決定件数(実績値)</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>22</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>令和7</td> <td>令和8</td> <td>令和9</td> <td>令和10</td> <td>令和11</td> <td>令和12</td> </tr> <tr> <td>累積支援決定件数(推計値)</td> <td>27</td> <td>34</td> <td>41</td> <td>48</td> <td>55</td> <td>62</td> </tr> </table> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総務省 HP(<a href="#">総務省   国際分野での協調・協力、ICT 国際展開   株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)</a>)</li> </ul> <p>《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》</p> <p>機構にのみ適用される特例措置であるため、適用数が1件となっている。</p>	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	累積支援決定件数(実績値)	8	9	14	17	22	年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	累積支援決定件数(推計値)	27	34	41	48	55	62
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6																								
累積支援決定件数(実績値)	8	9	14	17	22																								
年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12																							
累積支援決定件数(推計値)	27	34	41	48	55	62																							
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>本特例措置を講ずることにより、10④で述べたとおり機構の1年あたりの支援決定件数を2件増加させることが可能である。これは産業投資のために政府から受けた出資が租税公課として流出せず、政策目的を最大化することにつながる。</p>																										
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減税され、貸借対照表における純資産の部の利益剰余金が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に補助金等で手当とするよりも執行コストが少なく妥当である。</p> <p>なお、機構と類似の官民ファンド(株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構及び株式会社脱炭素化支援機構)では、既に同様の特例措置を受けている。</p>																										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同一の目的である他の措置はない。</p>																										
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準(平成27年総務省告示第412号)においては、対象事業全般について機構が従うべき事項として「ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者への支援にも配慮すること。」と規定されている。これまでも機構が支援した事業を通じて、我が国事業者の海外展開とともに地域経済の活性化に</p>																										

			<p>貢献している実例が積み上がってきている。</p> <p>本特例措置を講ずることにより、10④で述べたとおり機構の1年あたりの支援決定件数を2件増加させることが可能であり、これにより地域経済の活性化への更なる貢献が可能である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(別紙) 特例措置の直接的効果 計算式

(単位: 百万円)

★令和6年度末時点の現況

出典・計算方法

販売費及び一般管理費	1,614	機構の令和6年度損益計算書
うち法人事業税の資本割	563	機構の令和6年度末の貸借対照表における資本金等の額(資本金及び資本準備金の額)114,427百万円から、以下のとおり計算。 (100,000百万円+14,427百万円×1/2(※1))×税率0.525%(※2)=563百万円
うちそれ以外(人件費、デューデリジェンス費等)	1,051	1,614-563

※1 法人事業税の資本割に係る課税標準額のうち、100,000百万円を超える分については資本割の課税標準額が1/2に圧縮されるため(地方税法第72条の21第7項)。

※2 機構の所在地である東京都の税率。

★仮に令和6年度に特例措置が適用されていた場合の状況

販売費及び一般管理費	1,614	機構の令和6年度損益計算書
うち法人事業税の資本割	13	機構の資本金等の額2,385百万円(※3)×税率0.525%=13百万円
うちそれ以外(人件費、デューデリジェンス費等)	1,601	1,614-13

※3 令和6年度末時点における機構の資本金等の額のうち、政府から出資された金額を控除した金額。

出典: 総務省HP([https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/jict/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/jict/index.html))

★特例措置の直接的効果

仮に令和6年度に特例措置が適用されていた場合の減税効果は563-13=550百万円となっており、令和6年度の販売及び一般管理費1,614百万円における減税分とそれ以外の比率は約1:2である。

販売費及び一般管理費は人件費やデューデリジェンス費等の機構の業務運営に必要な費用であり、仮に特例措置が適用された場合、減収分をそれ以外の機構の業務運営に必要な費用に充てることで、機構が現在行っている業務の規模を約1.5倍に拡大できると推計できる。その結果、令和6年度における支援決定件数は5件だったところ、特例措置による直接的効果として1年あたりの支援決定件数を2件増加させ、特例措置適用後は1年あたりの支援決定件数を7件に拡大できると推計できる。

なお、機構が支援を行う原資となる産業投資については、支援のために必要な額をその都度、政府から調達するキャピタルコール方式となっているところ、令和6年度の計画値36,000百万円に対し実際に調達した値は25,000百万円となっており、計画値の満額まで調達できていない状況であることから、産業投資額は支援決定件数を現状より増やすことのできない制約要因とはなっていないと考える。